

平成30年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市文化センターの管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
433,940	平成 31 年 ~ 35 年度					433,940

【事業の目的】

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市文化センターの運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者を公募し、鳥取市文化センターの管理運営を平成31年度より5年間委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 鳥取市文化センターの利用に関する業務(使用許可及び使用料徴収、施設設備の利用指導利用促進等)
2. 鳥取市文化センターの施設、設備の維持管理に関する業務(施設の清掃、保安警備、保守管理等)
3. 鳥取市文化センターを利用した、生涯学習活動・文化芸術活動を推進するための事業に関する業務
4. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

平成18年度 指定管理者制度へ移行(3年間)
平成22年度 指定管理者制度の更新(5年間)
平成26年度 指定管理者制度の更新(5年間)

現指定管理者 一般財団法人 鳥取市教育福祉振興会
 前回債務負担額 平成26～平成30年度 495, 350千円
 指定管理料 H26:101, 564千円 H27:98, 520千円 H28:99, 099千円 H29:95, 575千円
 H30:95, 992千円(予定)

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 3月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。